

- キ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第 110号）
- ク エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ケ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 5 年法律第18号）
- コ 気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（C O P 3）の削減目標
- サ 特定物質の排出抑制・使用合理化指針（昭和64年環境庁、通商産業省告示第 2 号）

19-6 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う温室効果ガス等の排出を可能な限り低減するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、温室効果ガス等の排出を低減するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、対象事業の実施による温室効果ガス等の排出の排出の低減の程度をできるだけ明らかにする。

- (1) 二酸化炭素の削減対策
- (2) メタンの削減対策
 - 燃料の燃焼における対策（燃料の改善、燃焼の改善など）
 - 燃料漏出対策（石炭採掘時のメタン回収、燃料運搬時の漏出防止など）
 - 廃棄物処理における対策（メタンの回収・有効利用、廃棄物排出量の減量化、リサイクルの推進など）
 - 工業プロセスにおける対策（メタン回収装置の設置、燃焼装置等の設置など）
- (3) 一酸化二窒素の削減対策
 - 燃料の燃焼における対策（窒素分の少ない燃料使用による燃料の改善、部分高温化、多段燃焼、低酸素燃焼など燃焼の改善、触媒による分解等の排ガス処理など）
 - 輸送機関における対策（脱硝触媒の改良、定期的な触媒の交換など）
 - 工業プロセスにおける対策（アジピン酸製造プロセスにおける高温分解、排ガス燃焼による還元的分解、触媒による還元分解）
 - 排水処理における対策（嫌気性処理、汚泥焼却技術改善、汚泥非燃焼処理など）
 - 廃棄物焼却における対策（廃棄物焼却技術の改良など）
- (4) ハイドロフルオロカーボンの削減対策
 - 冷媒用及び洗浄用における対策（利用用途の限定、使用量の低減、回収再利用の検討など）
 - 発砲用における対策（回収困難な用途に対する使用制限、代替物質への転換、製造時の漏えい防止など）
 - 半導体エッチングにおける対策（回収・分解装置の設置、代替物質への転換など）
 - エアロゾール用における対策（充填時における漏えい防止、代替物質への転換など）
 - H F C 製造工程における対策（製造工程からの漏出防止など）
- (5) パーフルオロカーボンの削減対策
 - 半導体製造工程における対策（利用用途の限定、使用量の低減、回収再利用の

検討など)

○イナートリキッド用における対策（回収・分解装置の設置、代替ガスへの転換など）

○PFC製造工程における対策（製造工程からの漏出防止など）

(6) 六フッ化硫黄の削減対策

○電気設備における対策（利用用途の限定、使用量・封入量の低減、回収再利用の検討、代替物質への転換など）

○軽金属の鋳造における対策（回収・分解装置の設置、代替物質への転換など）

○半導体エッチングにおける対策（回収・分解装置の設置、代替物質への転換など）

○その他の用途における対策（代替物質の利用の検討、製造工程での漏出防止、使用量・封入量の低減など）

○SF₆製造工程における対策（製造工程からの漏出防止など）

(7) オゾン層破壊物質の削減対策

○代替物質への転換

○廃棄物等の適切な分別と処理

○取扱設備等の日常点検・補修の徹底による漏えい等の防止

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う温室効果ガス等の排出が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

ア 省エネルギー対策は、次に示すような基準に照らして問題がないこと。

・工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成11年通商産業省告示第39号）

・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成11年通商産業省、建設省告示第1号）

・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成11年通商産業省、建設省告示第2号）

・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成11年、建設省告示第998号）

イ 排熱利用などエネルギーの有効利用の水準が他の類似事例に照らして妥当であること。

ウ 採用しようとする環境保全措置は、科学的な根拠に基づく実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握出来ること。

エ 内外の最新の技術動向をよく調査し、実用化されている技術のうち、どのようなものが採用可能か、また、着工・供用開始まで時間的余裕がある場合は、その間の更なる技術開発も見込み、実際に技術を導入する時点で、どの程度までが実用レベルに達するかをよく見極め、導入する対策技術を検討する必要がある。この際に対策を講じなかった場合に比べてどの程度温室効果ガスが削減

- されるかを、可能な限り定量的に把握すること。
- オ 代替物質の利用が可能であること。
 - カ オゾン層破壊物質の使用については、特定物質の排出抑制・使用合理化指針（昭和64年環境庁、通商産業省告示第2号）

19-7 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じ、環境に配慮した調査手法とする。

3 事後調査の期間等

工事の実施に係る事後調査の時期は、工事の実施期間中とする。

土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査の時期は、施設の稼働が定常に達した時期とする。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、温室効果ガス等の排出量が予測の結果より著しく多いと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。